

使ってみませんか？ 行政サービスの オンライン手続き



市では、子育てや介護関係を中心に行政手続きのオンライン化を進めています。オンライン化により便利になっていく行政サービスについて、その一例を紹介します。
【問】情報企画課 ☎626-7514
【広報ID】1042662

こんなお悩み、オンライン手続きで解決！

市役所に行く時間がない…
待ち時間がもったいない…
休日に手続きできない…



オンライン手続きだと



来庁
不要

待ち時間
なし

24時間
対応

市のオンライン手続きは、政府が運営するオンラインサービスであるマイナポータル（ぴったりサービス）や岩手県電子申請システムなどを利用しています。オンライン化に

対応する手続きの拡充など、行政手続きのオンライン化の詳細は市ホームページでもお知らせしていきます。

行政手続きのオンライン化の詳細はこちら▶



例えば、こんなシーンで利用できます！

子育て（マイナポータル）

- 保育施設の入園申し込み
- 児童手当などの新規認定請求
- 児童手当などの現況届



国民健康保険（マイナポータル）

- 加入の手続き
- 脱退の手続き
- 人間ドック費用の助成



介護（マイナポータル）

- 介護保険負担割合証の再交付申請
- 介護保険負担限度額認定申請
- 高額介護（予防）サービス費支給申請



その他

マイナポータル

紹介事例以外にも手続きできるサービスがあります。詳しくは、マイナポータルのホームページをご覧ください。



岩手県電子申請システム

大規模な修繕をしたマンションの固定資産税の減額申告など、個人や法人が利用できます。



よくある質問

- Q. 手数料はかかるの？
A. 無料で利用できます。
- Q. スマホ以外に必要なものはあるの？
A. 手続きの内容によっては、マイナンバーカードが必要になる場合があります。
- Q. スマホがない場合は？
A. パソコン（ICカードリーダーを含む）でも利用できます。

市役所に行かなくても
色々な手続きができる
んだ！
早速使ってみよう！



地域住民の気持ちに寄り添って支える 市民後見人になりませんか

成年後見制度は、認知症や障がいなどにより認知機能や判断能力が十分でない人を支援するための制度です。専門職の後見人だけでなく一般の市民が「市民後見人」として、本人の財産や権利を守るために活動するケースが増えており、注目を集めています。
【問】長寿社会課 ☎601-2063 【広報ID】1006415

市民後見人とは？

認知症や知的・精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の権利や生活を守るために、本人に代わり財産の管理や契約手続きなどを行うことができる人です。

市が主催する市民後見人養成講座を受講し、修了後に市の市民後見人候補者名簿に登録された人で、家庭裁判所から選任されると「市民後見人」として活動を始めることになります。

同じ地域で生活する住民が市民後見人として活動すること

で、より本人の意向や気持ちに寄り添い、地域の实情に合わせた支援を行うことが期待されています。

盛岡市では、60人が市民後見人候補者名簿に登録されており、これまで延べ25人が市民後見人として選任されています。*市民後見人候補者が増えることで、より本人に合わせた支援ができる市民後見人の選任につながります。

※令和6年3月末時点

市民後見人の活動事例

事例1：Aさん「熱心な調査で年金問題を解決」



親が成年後見制度を利用したことがきっかけで後見活動に関心を持つようになりました。市民後見人養成講座を受講し、令和3年6月から、社会福祉士と2人で後見活動を始めました。

私が受任した被後見人は無年金でしたが、財産状況を調査する中で受給資格があるのではないかと、図書館で制度について勉強しながら、年金事務所とやり取りしました。その後、本人に年金受給資格があることを確認し、本来受給できるはずだった分も含めて受け取れることになりました。苦労もありましたが、非常にやりがいを感じた出来事です。

本人がやりたくてもできないことのサポートができると、市民後見人として活動して良かったと感じます。

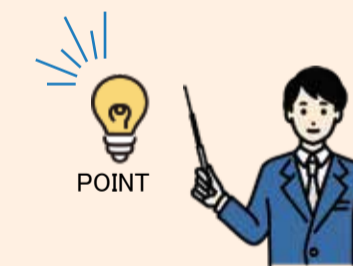
事例2：Bさん「二人三脚の後見活動」



新聞記事で市民後見人の存在を知って興味を持ち、養成講座を受講しました。福祉に携わった経験がなく、受任の打診があった時は不安もありましたが、まずは1回やってみないと分からないと思い、令和3年5月に市民後見人として、社会福祉士と2人で後見活動を始めました。

最初は被後見人との意思疎通に難しさを感じていましたが、2人で活動していたため一緒に入居施設訪問や書類の作成など、相談しながら安心して活動できました。

令和5年11月からは1人で活動しています。社会福祉士からの「一人で抱え込まないように」とのアドバイスを胸に、関係機関のサポートも受けながら、被後見人のために一生懸命活動しています。



POINT
最初は弁護士、司法書士、社会福祉士といった専門職と一緒に行動するため、安心して活動することができます。被後見人の生活が安定した場合は、市民後見人の単独後見に移行する場合があります。

成年後見制度を支援する「盛岡広域成年後見センター」

盛岡広域成年後見センターでは、制度の利用を必要としている人が、適切に利用できるように支援します。

「成年後見制度について知りたい」「成年後見制度を利用するための具体的な手続きについて聞きたい」「市民後見人として活動してみたい」など、成年後見制度に関する相談・お問い合わせは、同センターまでご連絡ください。

盛岡広域成年後見センター

☎020-0022 大通一丁目1-16岩手教育会館2階
☎626-6112 ファクス656-0612
窓口開設時間：平日8時半～17時半※窓口での相談は要予約

市民後見人養成講座

同センターでは、市民後見人を養成するための講座を開催します。市民後見人としての活動に興味のある人はぜひお申し込みください。

【講座日程】7月11日（休）～9月27日（休）、全9回

【申込方法】市役所本庁舎5階の長寿社会課や各支所などに備え付け、または市ホームページからダウンロードした申込書に必要事項を記入し、☎020-0022大通一丁目1-16岩手教育会館2階盛岡広域成年後見センターへ郵送またはファクス、持参。6月12日（休）必着。持参は同日17時まで

【広報ID】1020216

